

今 回	先 例
<p style="text-align: right;"><u>社援発 0420 第 9 号</u> 令和 <u>8 年 4 月 20 日</u></p> <p>都道府県 <u>知事</u> 各 指定都市 <u>市長</u> 殿 中核市 <u>市長</u></p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 <u>長</u></p> <p style="text-align: center;">令和 8 年度当初予算等における社会福祉施設等施設整備費の 国庫補助に係る協議等について</p> <p>標記の国庫補助金に係る協議については、以下の事項に留意の上、別紙「社会福祉施設等整備計画協議要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県市」という。）における施設整備計画協議書等を各地方厚生（支）局宛提出されたい。（提出日は別途地方厚生（支）局より指示。）</p> <p>なお、女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設の整備事業については、本<u>通知</u>に拠らず、別途通知することを申し添える。</p> <p>1 令和 8 年度当初予算等に係る社会福祉施設等施設整備費について</p> <p>障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進するなど、障害福祉政策等の推進のために令和 8 年度予算に 40 億円を計上している。これに、令和 7 年度補正予算において計上した 101 億円のうち、令和 8 年 3 月</p>	<p style="text-align: right;"><u>事 務 連 絡</u> 令和 <u>8 年 3 月 25 日</u></p> <p>都道府県 各 指定都市 <u>社会福祉施設等施設整備費所管課 御中</u> 中核市 <u>（障害福祉施設及び保護施設等）</u></p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 <u>障害保健福祉部障害福祉課</u> <u>保 護 課</u></p> <p style="text-align: center;">令和 8 年度当初予算 <u>（案）</u> 等における社会福祉施設等施設整備費の 国庫補助に係る協議等について</p> <p>標記の国庫補助金に係る協議については、<u>令和 8 年度当初予算（案）の成立が前提であり、成立後に正式に通知することとなるが、事務処理に支障を来さぬよう、本事務連絡にて、協議事項等について事前に周知するものである。</u></p> <p><u>協議に当たっては</u>、以下の事項に留意の上、別紙「社会福祉施設等整備計画協議要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県市」という。）における施設整備計画協議書等を各地方厚生（支）局宛提出されたい。（提出日は別途地方厚生（支）局より指示。）</p> <p>なお、女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設の整備事業については、本<u>事務連絡</u>に拠らず、別途通知することを申し添える。</p> <p>1 令和 8 年度当初予算 <u>（案）</u> 等に係る社会福祉施設等施設整備費について</p> <p>障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進するなど、障害福祉政策等の推進のために令和 8 年度予算 <u>（案）</u> に 40 億円を計上している。これに、令和 7 年度補正予算において計上した 101 億円のうち、令和 8</p>

4 日以内示分を除いた額を加えた合計額を財源として本協議を実施することを予定している。

2 補助対象事業について

令和8年度の社会福祉施設等施設整備費の間接補助基準単価については、昨今の資材費及び労務費の動向等を踏まえ、前年度比7.7%増の改定を行うこととしているので、協議額については、令和8年度の新単価で協議いただけるよう、留意されたい。詳細は、別添のとおり。

また、補助対象については、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（平成17年10月5日厚生労働省発社援1005003号事務次官通知）の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）及び本通知の内容を確認の上、協議されたい。

3 整備方針について

（1）整備対象について

近年、都道府県市からの協議額が予算額を上回っていることから、各都道府県市においては、以下の「優先順位を付す際の指標」を参考にし、真に必要な施設について優先順位を付した上で協議されたい。

また、本協議における整備対象について、当該都道府県及び市町村の第7期障害福祉計画（以下「第7期障害福祉計画」という。）に位置づけられているか並びに「（2）留意すべき事項について」との整合性が保たれているかをご確認いただくとともに、第7期障害福祉計画に位置づけられている場合、該当部分を添付いただきたい。

<優先順位を付す際の指標> （略）

（2）留意すべき事項について

障害者支援施設の整備においては、当該整備前・後の施設入所者数と、都道府県市の障害福祉計画における施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標及び基本指針との整合性について確認することとする。

障害者支援施設の国庫補助協議を行う都道府県市は、整備区分を問わず、当該整備前・後の施設入所者数と、都道府県市の障害福祉計画における施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標との整合性を確認した上で、様式「障害者支援施設の整備と障害福祉計画の入

年3月4日以内示分を除いた額を加えた合計額を財源として本協議を実施することを予定している。

2 補助対象事業について

令和8年度の社会福祉施設等施設整備費の間接補助基準単価については、昨今の資材費及び労務費の動向等を踏まえ、前年度比7.7%増の改定を行うこととしているので、協議額については、令和8年度の新単価（案）で協議いただけるよう、留意されたい。詳細は、別添のとおり。

また、補助対象については、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（平成17年10月5日厚生労働省発社援1005003号事務次官通知）の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）及び本通知の内容を確認の上、協議されたい。

3 整備方針について

（1）整備対象について

近年、都道府県市からの協議額が予算額を上回っていることから、各都道府県市においては、以下の「優先順位を付す際の指標」を参考にし、真に必要な施設について優先順位を付した上で協議されたい。

また、本協議における整備対象について、当該都道府県並びに市町村の第7期障害福祉計画（以下「第7期障害福祉計画」という。）に位置づけられているか及び「（2）留意すべき事項について」との整合性が保たれているかをご確認いただくとともに、第7期障害福祉計画に位置づけられている場合、該当部分を添付いただきたい。

<優先順位を付す際の指標> （略）

（2）留意すべき事項について

障害者支援施設の整備においては、当該整備前・後の施設入所者数と、都道府県市の障害福祉計画における施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標及び基本指針との整合性について確認することとする。

障害者支援施設の国庫補助協議を行う都道府県市は、整備区分を問わず、当該整備前・後の施設入所者数と、都道府県市の障害福祉計画における施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標との整合性を確認した上で、様式「障害者支援施設の整備と障害福祉計画の入

所者数削減目標との整合性の確認について（以下「確認表」という。）」に必要事項を記載して提出すること。

特に、施設入所者数の増を伴う整備については、基本指針において、「新たに施設へ入所する者を見込むに当たっては、グループホーム等での対応が困難な者等、真に施設入所支援が必要な場合の検討等を市町村、関係者により協議の上、その結果を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある」とあることを踏まえ、グループホームでの対応が困難な者の利用など、真に必要と認められる場合に限ること。

やむを得ず、地域の実情により、これらにより難しい場合は、当該施設整備の必要性はもとより、増加した都道府県市の区域内の施設入所者数を、都道府県市障害者福祉計画の範囲内まで削減するための計画などの提示を条件とする。

（注）障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号。以下「基本指針」という。）において、「令和 4 年度末の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、（中略）令和 8 年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。その際、（中略）施設の老朽化等による改築時にはその定員を見直してグループホームやショートステイの整備を合わせて行う事を基本とすること等の取組を推進することが求められることを考慮し、令和 8 年度末の施設入所者数を令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5 パーセント以上削減することを基本としている。

加えて、行政事業レビューにおいて、KPI を「入所施設の施設整備（※）において、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に整合した都道府県・市町村の障害福祉計画に基づく整備の割合が 100%になることを目指す」とすることとしている。

（※）定員の増減を伴わない入所施設整備のうち、国土強靱化整備分については別途指標を設定していることから、当該 KPI の対象外とする。

また、地域生活支援拠点整備は、市町村及び都道府県の第 7 期障害福祉計画に位置付けられていることを条件とする。

具体的な確認方法については、「7 障害者支援施設の整備と障害福祉計画との整合性について」を確認すること。

この他、次の事項に留意されたい。

- ア 単年度事業を原則とし、真に緊急性及び必要性の高い整備を協議対象とすること。
- イ 現行の障害保健福祉圏域及び市町村の障害福祉サービス等の需要見込み（人口、障害者数等を勘案）及びサービスの提供体制（施設数、利用定員等を勘案）等を比較し、当該圏域及び市町村で実施する必要性が認められるものであること。

所者数削減目標との整合性の確認について（以下「確認表」という。）」に必要事項を記載して提出すること。

特に、施設入所者数の増を伴う整備については、基本指針において、「新たに施設へ入所する者を見込むに当たっては、グループホーム等での対応が困難な者等、真に施設入所支援が必要な場合の検討等を市町村、関係者により協議の上、その結果を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある」とあることを踏まえ、グループホームでの対応が困難な者の利用など、真に必要と認められる場合に限ること。

やむを得ず、地域の実情により、これらにより難しい場合は、当該施設整備の必要性はもとより、増加した都道府県市の区域内の施設入所者数を、都道府県市障害者福祉計画の範囲内まで削減するための計画などの提示を条件とする。

（注）障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号。以下「基本指針」という。）において、「令和 4 年度末の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、（中略）令和 8 年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。その際、（中略）施設の老朽化等による改築時にはその定員を見直してグループホームやショートステイの整備を合わせて行う事を基本とすること等の取組を推進することが求められることを考慮し、令和 8 年度末の施設入所者数を令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5 パーセント以上削減することを基本としている。

加えて、行政事業レビューにおいて、KPI を「入所施設の施設整備（※）において、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に整合した都道府県・市町村の障害福祉計画に基づく整備の割合が 100%になることを目指す」とすることとしている。

（※）定員の増減を伴わない入所施設整備のうち、国土強靱化整備分については別途指標を設定していることから、当該 KPI の対象外とする。

また、地域生活支援拠点整備は、市町村及び都道府県の第 7 期障害福祉計画に位置付けられていることを条件とする。

具体的な確認方法については、「7 障害者支援施設の整備と障害福祉計画との整合性について」を確認すること。

この他、次の事項に留意されたい。

- ア 単年度事業を原則とし、真に緊急性及び必要性の高い整備を協議対象とすること
- イ 現行の障害保健福祉圏域及び市町村の障害福祉サービス等の需要見込み（人口、障害者数等を勘案）及びサービスの提供体制（施設数、利用定員等を勘案）等を比較し、当該圏域及び市町村で実施する必要性が認められるものであること

ウ 単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ、施設整備の目的、計画等が具体的であること。

エ 整備により実施する障害福祉サービス等の趣旨、利用対象者、指定（最低）基準、報酬等を十分検討し、着実な実施が認められるものであること。

オ 建設用地の確保が確実であると認められること。

カ 関係市町村との調整が十分行われていることを前提とし、新たに事業所等を創設する場合は、建設予定地の属する市町村長の意見書が添付されていること。

キ 障害者が地域社会と日常的に交流することができるよう、事業（施設）の立地条件等で配慮がなされているものであること。

ク 就労・訓練事業等整備、発達障害者支援センター整備については、本体工事と一体的に整備するものであること。

ケ グループホームについては、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ、原則として入所施設又は病院の敷地外に設置されるものであって、さらに創設の場合にあっては1共同生活住居の定員が4人以上10人以下のものであること。

また、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることを認めているものの算出に当たっては、以下のとおりとする。

○地域生活支援拠点の整備の一環として行う場合（短期入所を行う場合は別途加算を算定）

- ・ 1つの建物のグループホームの定員の合計が10名まで 本体単価（+短期入所整備加算）
- ・ 1つの建物の定員の合計が20名まで 本体単価×2（+短期入所整備加算）

○日中サービス支援型グループホーム（短期入所を併設）

- ・ 1つの建物のグループホームの定員の合計が10名まで 本体単価+短期入所整備加算
- ・ 1つの建物のグループホームの定員の合計が20名まで 本体単価×2+短期入所整備加算

コ エレベーター等設置整備については、歩行困難な者が現に入居している又は入居の予定が明らかである場合に協議対象とするものであること（ただし、後述の（別紙A）「（3）水害対策強化整備について」に基づき、エレベーター設置工事を行う場合はこの限りでない）。

サ 当該補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならないこと。

ウ 単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ、施設整備の目的、計画等が具体的であること

エ 整備により実施する障害福祉サービス等の趣旨、利用対象者、指定（最低）基準、報酬等を十分検討し、着実な実施が認められるものであること

オ 建設用地の確保が確実であると認められること

カ 関係市町村との調整が十分行われていることを前提とし、新たに事業所等を創設する場合は、建設予定地の属する市町村長の意見書が添付されていること

キ 障害者が地域社会と日常的に交流することができるよう、事業（施設）の立地条件等で配慮がなされているものであること

ク 就労・訓練事業等整備、発達障害者支援センター整備については、本体工事と一体的に整備するものであること

ケ グループホームについては、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ、原則として入所施設又は病院の敷地外に設置されるものであって、さらに創設の場合にあっては1共同生活住居の定員が4人以上10人以下のものであること

また、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることを認めているものの算出に当たっては、以下のとおりとする。

○地域生活支援拠点の整備の一環として行う場合（短期入所を行う場合は別途加算を算定）

- ・ 1つの建物のグループホームの定員の合計が10名まで 本体単価（+短期入所整備加算）
- ・ 1つの建物の定員の合計が20名まで 本体単価×2（+短期入所整備加算）

○日中サービス支援型グループホーム（短期入所を併設）

- ・ 1つの建物のグループホームの定員の合計が10名まで 本体単価+短期入所整備加算
- ・ 1つの建物のグループホームの定員の合計が20名まで 本体単価×2+短期入所整備加算

コ エレベーター等設置整備については、歩行困難な者が現に入居している又は入居の予定が明らかである場合に協議対象とするものであること（ただし、後述の（別紙A）「（3）水害対策強化整備について」に基づき、エレベーター設置工事を行う場合はこの限りではない。）

サ 当該補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならないこと

シ 公立施設を民間に移譲・貸与等する際に必要となる施設整備は、原則地方負担により対応すべきものであること。

ス 創設の場合は、建物の立地や構造等について、適宜、土木部局等の関係部局と連携するとともに障害者の安全面に配慮すること。

セ 5及び6に記載する国土強靱化に係る整備は、その自治体における国土強靱化地域計画の策定を要件とするので、当該計画の該当部分を添付すること。なお、申請時に計画が未策定であって、補助の決定時までには策定される見込みである場合は、策定予定時期を明示すること。

ソ 災害レッドゾーンにおいて新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則として、協議を行ってはならないこと。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等において創設又は大規模修繕により新設又は移転改築整備をする際は、安全上及び避難上の対策を講じること。

タ 従前から、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を、障害福祉サービス事業所・施設、保護施設等の施設整備の場合において、物価高騰の影響を受けて建築資材費等に高騰が生じている事業者への支援にも活用できる旨、周知を行っているところ。

については、同交付金を活用する見込みである場合は、別紙「社会福祉施設等整備計画協議要綱」様式第1号の「社会福祉施設等施設整備費協議一覧表」を用い、その旨明示いただきたい。

チ～ト (略)

ナ 施設・事業所の業務継続に当たり、災害時における被災情報の共有は重要であることから、障害者支援施設等の整備にかかる国庫補助協議については、障害者支援施設等災害時情報共有システムに災害時緊急連絡先メールアドレスが登録されていることを要件とし、保護施設等の整備にかかる国庫補助協議については、保護施設等災害時情報共有システムに災害時緊急連絡先メールアドレスが登録されていることを要件とする。

そのため、未登録の場合は、協議までに障害者支援施設等災害時情報共有システム又は保護施設等災害時情報共有システムへ災害時緊急連絡先メールアドレスの登録を行うこと。

なお、創設等、新規で事業を開始する場合は、事業開始後、障害福祉サービス等情報公表システム、保護施設等災害時情報共有システムへの登録と併せて速やかに対応すること。

ニ (略)

シ 公立施設を民間に移譲・貸与等する際に必要となる施設整備は、原則地方負担により対応すべきものであること

ス 創設の場合は、建物の立地や構造等について、適宜、土木部局等の関係部局と連携するとともに障害者の安全面に配慮すること

セ 5及び6に記載する国土強靱化に係る整備は、その自治体における国土強靱化地域計画の策定を要件とするので、当該計画の該当部分を添付すること。なお、申請時に計画が未策定であって、補助の決定時までには策定される見込みである場合は、策定予定時期を明示すること

ソ 災害レッドゾーンにおいて新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則として、協議を行ってはならないこと。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等において創設又は大規模修繕により新設又は移転改築整備をする際は、安全上及び避難上の対策を講じること

タ 従前より、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を、障害福祉サービス事業所・施設、保護施設等の施設整備の場合において、物価高騰の影響を受けて建築資材費等に高騰が生じている事業者への支援にも活用できる旨、周知を行っているところ。

については、同交付金を活用する見込みである場合は、別紙「社会福祉施設等整備計画協議要綱」(1)アの「社会福祉施設等施設整備費協議一覧表」を用い、その旨明示いただきたい。

チ～ト (略)

ナ 施設・事業所の業務継続にあたり、災害時における被災情報の共有は重要であることから、障害者支援施設等の整備にかかる国庫補助協議については、障害者支援施設等災害時情報共有システムに災害時緊急連絡先メールアドレスが登録されていることを要件とし、保護施設等の整備にかかる国庫補助協議については、保護施設等災害時情報共有システムに災害時緊急連絡先メールアドレスが登録されていることを要件とする。

そのため、未登録の場合は、協議までに障害者支援施設等災害時情報共有システム又は保護施設等災害時情報共有システムへ災害時緊急連絡先メールアドレスの登録を行うこと。

なお、創設等、新規で事業を開始する場合は、事業開始後、障害福祉サービス等情報公表システム、保護施設等災害時情報共有システムへの登録と併せて速やかに対応すること。

ニ (略)

4 都道府県市における協議対象施設の選定手続について

施設整備費において、高率の補助や政策融資など公費で賄われる仕組みを悪用した事件が発生したことを契機に、施設整備に係る審査及び法人認可に係る審査をより厳格に行うことが不可欠となっている。

については、3の整備方針を踏まえ、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）等に基づき、次により協議対象施設を選定されたい。

(1) 設置主体の適格性の審査

- ア 設置主体である社会福祉法人等の適格性の審査に当たっては、法人認可担当等の、施設整備担当以外の部局を加えた内部牽制機能を確保した合議制により審査を行うこと。
- イ 社会福祉法人の設立認可を伴うものについては、施設整備の必要性とは別の観点に立って、健全で安定した法人運営が確保されるものであるか否か厳格な審査を行うこと。
- ウ 特に、同一人物が複数の法人を設立する場合等の審査については、新たに法人を設立する必要性、資金計画の妥当性等十分な審査を行うこと。
- エ 既設法人については、当該法人の指導監督を担当する部局（他の都道府県市に係るものを含む。）に対し、従前の監査結果、それに基づく意見等を求めるなど、当該施設を設置する適格性について、法人を設立する場合と同様、厳格な審査を行うこと。
- オ 法人の役員構成、資金計画等が適正で、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能であること。
- カ 社会福祉法人以外の法人が行う整備の場合においても、社会福祉法人に準じて、その適格性について十分に審査されたいこと。

(2) 社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）、社会福祉充実計画

- ア 社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）がある場合には、法人の経営判断を十分に尊重した上で、法人が策定している社会福祉充実計画について、どのような既存事業の充実又は新規事業に活用する計画にあるかを確認すること。
- イ 社会福祉法人以外の法人が行う整備の場合においても、社会福祉法人に準じて、各種財務書類にて確認されたいこと。

(3) 並行審査

4 都道府県市における協議対象施設の選定手続について

施設整備費において、高率の補助や政策融資など公費で賄われる仕組みを悪用した事件が発生したことを契機に、施設整備に係る審査及び法人認可に係る審査をより厳格に行うことが不可欠となっている。

については、3の整備方針を踏まえ、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）等に基づき、次により協議対象施設を選定されたい。

(1) 設置主体の適格性の審査

- ア 設置主体である社会福祉法人等の適格性の審査に当たっては、法人認可担当等の、施設整備担当以外の部局を加えた内部牽制機能を確保した合議制により審査を行うこと
- イ 社会福祉法人の設立認可を伴うものについては、施設整備の必要性とは別の観点に立って、健全で安定した法人運営が確保されるものであるか否か厳格な審査を行うこと
- ウ 特に、同一人物が複数の法人を設立する場合等の審査については、新たに法人を設立する必要性、資金計画の妥当性等十分な審査を行うこと
- エ 既設法人については、当該法人の指導監督を担当する部局（他の都道府県市に係るものを含む。）に対し、従前の監査結果、それに基づく意見等を求めるなど、当該施設を設置する適格性について、法人を設立する場合と同様、厳格な審査を行うこと
- オ 法人の役員構成、資金計画等が適正で、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能であること
- カ 社会福祉法人以外の法人が行う整備の場合においても、社会福祉法人に準じて、その適格性について十分に審査されたいこと

(2) 社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）、社会福祉充実計画

- ア 社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）がある場合には、法人の経営判断を十分に尊重した上で、法人が策定している社会福祉充実計画について、どのような既存事業の充実又は新規事業に活用する計画にあるかを確認すること
- イ 社会福祉法人以外の法人が行う整備の場合においても、社会福祉法人に準じて、各種財務書類にて確認されたいこと

(3) 並行審査

ア 社会福祉法人の設立に伴う国庫補助協議について、独立行政法人福祉医療機構の融資を受ける場合は、各都道府県市が行う法人審査及び同機構が行う融資審査と並行して審査を行うこととしていること。

イ このため、各都道府県市が行う法人審査において問題が認められた場合又は同機構の融資審査段階で担保・保証人、償還財源等について問題が認められた場合は、当該法人から申請のあった施設整備には、内示を行わないこととしているので十分留意されたいこと。

ウ なお、同機構への融資申請が国庫補助協議よりも著しく遅延することのないよう、法人に対して指導されたいこと。

エ ア～ウについては、法人が同機構からの融資を受けようとする場合における留意点であり、社会福祉法人の設立に当たって民間金融機関からの融資を妨げるものではないこと。

(4) 対象施設の決定及び公表

ア 厚生労働省における令和5年度行政事業レビューによる指摘を踏まえ、国庫補助協議対象施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、障害福祉計画との整合、地域ニーズとの関係、事業の緊急性等について、都道府県等が設置する、外部の有識者等の第三者や施設整備担当以外の部局等を加えた審査会等、合議制による審査を経て決定すること。

また、上記内容の確認方法のほか、審査会等の参加者、優先順位の指標等の決定プロセスが確認できる書類（様式任意：A4、1枚程度）を提出すること。

なお、障害福祉計画を超えて整備を行う場合には、整備の必要性について上記書類に記載すること。

イ 国庫補助協議を行う施設については、各都道府県市において公表すること。

ウ 公表は、設置主体（社会福祉法人等）の名称及び事業計画（施設、施設種別、定員、工事区分）について行うこと。

なお、法人設立を伴う場合は、設置主体の名称は「設立準備委員会」とし、役員就任予定者も公表すること。

5 ～ 8 (略)

9 感染防止対策整備について

ア 社会福祉法人の設立に伴う国庫補助協議について、独立行政法人福祉医療機構の融資を受ける場合は、各都道府県市が行う法人審査及び同機構が行う融資審査と並行して審査を行うこととしていること

イ このため、各都道府県市が行う法人審査において問題が認められた場合又は同機構の融資審査段階で担保・保証人、償還財源等について問題が認められた場合は、当該法人から申請のあった施設整備には、内示を行わないこととしているので十分留意されたいこと

ウ なお、同機構への融資申請が国庫補助協議よりも著しく遅延することのないよう、法人に対して指導されたいこと

エ ア～ウについては、法人が同機構からの融資を受けようとする場合における留意点であり、社会福祉法人の設立に当たって民間金融機関からの融資を妨げるものではないこと

(4) 対象施設の決定及び公表

ア 厚生労働省における令和5年度行政事業レビューによる指摘を踏まえ、国庫補助協議対象施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、障害福祉計画との整合、地域ニーズとの関係、事業の緊急性等について、都道府県等が設置する、外部の有識者等の第三者や施設整備担当以外の部局等を加えた審査会等、合議制による審査を経て決定すること

また、上記内容の確認方法のほか、審査会等の参加者、優先順位の指標等の決定プロセスが確認できる書類（様式任意：A4、1枚程度）を提出すること。

なお、障害福祉計画を超えて整備を行う場合には、整備の必要性について上記書類に記載すること。

イ 国庫補助協議を行う施設については、各都道府県市において公表すること

ウ 公表は、設置主体（社会福祉法人等）の名称及び事業計画（施設、施設種別、定員、工事区分）について行うこと

なお、法人設立を伴う場合は、設置主体の名称は「設立準備委員会」とし、役員就任予定者も公表すること。

5 ～ 8 (略)

9 感染防止対策整備について

(1) 対象事業

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防止するための以下の整備

- ア 感染症の感染が疑われる入所者が発生した場合に備え、多床室を区切り、感染が疑われる入所者を空間的に隔離するための個室化を行う大規模修繕等事業
- イ 簡易陰圧装置や換気設備の設置工事
- ウ 特に一棟に多くの入所者が生活している施設であって、感染症の集団感染を防止するために、施設の小舎化を図る整備
- エ 感染症の感染拡大を防止しつつ家族と利用者の面会を安全に実施するための整備・改修
(エの例)
 - ・家族と利用者が接することのないようにするため、面会室への出入口を複数設ける整備
 - ・対面による飛沫防止対策としてアクリル板等の設置をするための整備
 - ・「密」を避けるための家族面会室の複数設置や拡張（床面積の拡大）
 - ・家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室等の設置
 - ・家族面会室がない場合の新規整備

(2) 対象施設

- ・障害者支援施設 ・共同生活援助事業所 ・短期入所事業所
- ・宿泊型自立訓練事業所・救護施設 ・更生施設
- ・宿所提供施設 ・無料低額宿泊所 ・日常生活支援住居施設

(3) 留意事項

感染防止対策を実施するための(1)アからエまでの整備については、各整備の性質を鑑み、交付要綱3に掲げる整備区分に基づいて協議を行うこと。

なお、整備区分を「大規模修繕等」として協議を行う場合、「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成17年10月5日社援発0625第3号社会・援護局長通知）に基づき、総事業費が、入所施設にあつては100万円以上、共同生活援助事業所・短期入所事業所・無料低額宿泊所にあつては30万円以上のものを補助対象とするので留意すること。

(1) 対象事業

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防止するための以下の整備

- ア 感染症の感染が疑われる入所者が発生した場合に備え、多床室を区切り、感染が疑われる入所者を空間的に隔離するための個室化を行う大規模修繕等事業
- イ 簡易陰圧装置や換気設備の設置工事
- ウ 特に一棟に多くの入所者が生活している施設であって、感染症の集団感染を防止するために、施設の小舎化を図る整備
- エ 感染症の感染拡大を防止しつつ家族と利用者の面会を安全に実施するための整備・改修
(エの例)
 - ・家族と利用者が接することのないようにするため、面会室への出入り口を複数設ける整備
 - ・対面による飛沫防止対策としてアクリル板等の設置をするための整備
 - ・「密」を避けるための家族面会室の複数設置や拡張（床面積の拡大）
 - ・家族面会室の入り口に消毒等を行う玄関室等の設置
 - ・家族面会室がない場合の新規整備

(2) 対象施設

- ・障害者支援施設 ・共同生活援助事業所 ・短期入所事業所
- ・宿泊型自立訓練事業所・救護施設 ・更生施設
- ・宿所提供施設 ・無料低額宿泊所 ・日常生活支援住居施設

(3) 留意事項

感染防止対策を実施するための(1)アからエの整備については、各整備の性質を鑑み、交付要綱3に掲げる整備区分に基づいて協議を行うこと。

なお、整備区分を「大規模修繕等」として協議を行う場合、「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成17年10月5日社援発0625第3号社会・援護局長通知）に基づき、総事業費が、入所施設にあつては100万円以上、共同生活援助事業所・短期入所事業所・無料低額宿泊所にあつては30万円以上のものを補助対象とするので留意すること。

(別紙 A)

(1) ~ (4) (略)

(別紙 A)

(1) ~ (4) (略)